

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】 令和3年1月21日（木曜日）14時から 令和3年2月19日（金曜日）まで

【募集方法】 電子申請、ファクシミリ、郵便

【提出人数・意見数】 個人・団体から、6件のご意見をいただきました。（うち意見の公表を望まないもの0件）

このほか、意見募集の趣旨に馴染まないご意見が2件ありました。

いただいたご意見等の内容、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

※お寄せいただいたご意見は、基本的に原文のまま掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

No	意見等の内容	大阪府の考え方
1	<p>1 今後視覚障害者用の点字や録音の図書を充実させていくため、当面必要となる点訳や音訳を担うボランティアの確保が急務である。長期的また安定的な確保対策がすぐに必要であるので、具体的な実施施策を公表して実際におこなっていただきたい。</p> <p>たとえば市町村の広報誌や、タウン誌・ネットのy o u t u b eなどを活用して、ただ単にボランティアを募集するだけでなく、実際に活動されている方の生きがいや取り組みなど仕事のやりがいや達成感などを掲載するなどしたらどうか。また自宅でもできるものであることもPRしてはどうか。またSNSを活用してボランティア同士が交流できるサイトを作ってお互いに情報交換できるような仕組みを作ってはどうか。</p> <p>2 ボランティアの負担を少しでも軽減できるよう、特に点訳については、大学や企業と連携して、最新のAIを利用した点訳システムを本気になって開発してはどうか。</p> <p>3 各市町村の公共図書館に対して、視覚障害者へのサービスを浸透させていくための対策の具体化を。たとえばサピエへの加入とサピエの活用方法の講習など。</p> <p>公共図書館で自主制作で点訳図書や音訳図書を増やすのはなかなか難しいとは思いますがサピエをうまく活用できればそれなりのサービスは可能だろうと想う。また公共図書館など身近な地域での拡大読書機やページ再生やサピエにアクセスして図書をダウンロードする方法などの講習会をいつでも気軽に開催できるようにする必要がある。視覚障がいを有しているものが、わずかしか無い点字図書館や視覚障害者支援施設などに出向くことはきわめてたいへんである。</p> <p>4 拡大読書機やページ再生やサピエにアクセスして図書をドして聞くことができる支援機器の購入補助や貸与の拡充を早期に実現させてほしい。今の市町村のほとんどは読書を支援する機器については、2級までの視覚障害者にしか、日常生活用具として給付されていないのが現状である。実際は3級以上でも活字の本が読みづらい人も多い可能性が高い。視覚障害者またはその他の障がいを有する各種の手帳を所持している方で、読書支援機器が必要な人には、個人が一番必要とする読書支援機器が日常生活用具として給付されるように早期の対応をお願いしたい。</p>	<p>1 点訳や音訳を担うボランティアの確保については、引き続き、点字図書館において養成講座を開催するとともに、さまざまな媒体等の活用と発信内容の工夫等により、効果的な募集に努めてまいります。</p> <p>2 AIを利用した点訳や音訳システムの開発等、IT技術の活用について、国へ要望してまいります。</p> <p>3 府立図書館では、府内市町村の図書館職員を対象に、障がい者サービスや読書支援機器の利用方法、サピエの利用方法等に係る研修を実施しており、今後とも継続していく予定です。</p> <p>点字図書館におけるデジタリ図書館再生専用機器等の操作講習会の継続開催のほか、方向性3の取組内容に記載の身近な地域で読書支援機器の操作方法を習得するための講習会等が開催できるよう、市町村等と連携し、実現に向けて検討してまいります。</p> <p>4 日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要綱において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより廉価な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。</p> <p>大阪府としましては、地域生活支援事業の財源の確保等について</p>

No	意見等の内容	大阪府の考え方
		<p>国への要望を行い、実施主体である市町村には、市町村説明会等において、国が過去に定めた基準額等にとらわれることなく、ニーズや地域の実情に即した適切な品目や基準額等となるよう努めることを伝えており、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。</p>
2	<p>視覚障がい者等の読書環境の整備の推進はとても大切だと思いますので、ぜひ学校図書室への学校司書配置、司書教諭の専任化を課題として取り上げてほしい。</p>	<p>大阪府では、市町村教育委員会に対して、「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月文部科学省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立することを求めています。</p> <p>府立学校では司書教諭を配置し、「学校図書館運営体制の基本的方針」に基づき、図書館運営を全教職員協力のもと行うこととしています。</p>
3	<p>アクセシブルな書籍の制作を無償のボランティアに頼っている現状の見直しについて、国に要望するだけでなく、大阪府として、責任を持って財政的支援を行ってほしい。</p> <p>書籍の出版社に対しても、テキストデータの提供や、アクセシブルな電子書籍の提供を義務付けるなど、大阪府として積極的に働きかけてほしい。</p>	<p>アクセシブルな書籍の制作を無償のボランティアに頼っている現体制には課題があると認識していることから、国に対し抜本的な見直しを求めてまいります。また、現任ボランティア向けの研修会等の実施により、専門性の向上に努めるとともに、府立中央図書館では、有償の朗読協力者による制作を引き続き行ってまいります。</p> <p>アクセシブルな書籍等の充実については、出版者の協力が必要不可欠であることから、全国的な課題として、国において検討が進むよう、積極的に要望してまいります。</p>

No	意見等の内容	大阪府の考え方
4	<p><b>【要望 1】</b></p> <p>「第 3 章 基本方針及び施策の方向性、2. 施策の方向性と取組内容、〈方向性 2〉公立図書館等の人材育成・体制整備」には、「○公立図書館・点字図書館等の職員を対象に、支援方法や読書支援機器の使用方法を学ぶ研修を実施」とあります。</p> <p>これはもちろん必要ですが、読書バリアフリーを府内に行き渡らせるためには、職員個々の意識や技術を高めるだけでは不十分であり、府内の図書館全体の読書バリアフリー体制を整備することが必須です。</p> <p>そこで、その方策として、府内の図書館の責任者による協議会とサービス担当者による研修会を継続的に開催することを要望します。</p> <p><b>【要望 2】</b></p> <p>「第 2 章 大阪府における現状と課題、2. 視覚障がい者等の読書環境の課題」には「エ. 一般書籍から点訳、音訳等を行う制作ボランティア等が不足している。」とありますが、この状況を改善する具体的な取り組みが強く求められています。</p> <p>これに対する取り組みとしては、「第 3 章 基本方針及び施策の方向性、2. 施策の方向性と取組内容、〈方向性 2〉公立図書館等の人材育成・体制整備」には、「○公立図書館、点字図書館における点訳者や音訳者等の養成講座の開催、特定書籍、特定電子書籍等の制作ノウハウや基準等の情報共有」「○府民への点訳・音訳資料制作過程の紹介等による、興味・関心を抱くきっかけ作り」とありますが、上記の内、前者は既にこれまでも各館と関係団体により行われていることであり、後者もどのような「きっかけ作り」を行うのか具体性がなく、効果が期待できません。</p> <p>そこで、ボランティアの育成、活動支援を進める具体策の第 1 歩として、府内の点訳、音訳、電子書籍化等のボランティアを対象にした「視覚障害者等の読書環境と読書バリアフリー法」に関する講演会や、点訳、音訳、電子書籍の制作技術を向上させるための研修会等を実施することを要望します。</p>	<p><b>【要望 1】</b></p> <p>府立図書館では、府内の市町村図書館の障がい者サービス担当者を対象とした情報交換会を年に 1 回開催しています。その他、府内の図書館職員や学校関係者等を対象とした司書セミナーや合同研修等において、障がい者サービスをテーマとした研修会を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。</p> <p><b>【要望 2】</b></p> <p>府立図書館では、府内市町村の図書館職員を対象に、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の内容を含めた研修会等を引き続き実施してまいります。</p> <p>点字図書館では、点訳や音訳を担うボランティアを確保するための養成講座を開催し、制作技術の向上に取り組んでいます。また、府立図書館でも、音訳技術を向上させるための研修会の実施を検討しています。</p> <p>アクセシブルな書籍等を安定的に制作していくためには、ボランティアの確保と育成は重要であると認識しています。そのため、点訳・音訳資料の制作過程や、それらを利用している当事者の声をさまざまな場で紹介することなどにより、多くの人が多様な読書方法や利用者の存在を知り、興味や関心を抱くきっかけ作りとなるような取組について、いただいた要望を含め、関係団体とも調整しながら、検討、実施してまいります。</p>

No	意見等の内容	大阪府の考え方
5	<p>第3章 基本方針及び施策の方向性</p> <p>〈方向性2〉公立図書館等の人材育成・体制整備 (取組内容)</p> <p>○ 府立中央図書館において、障がい当事者でピアサポートができる人材の確保に取り組めます。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>読書バリアフリーの実現には「ピアサポート」の存在が重要です。府立図書館においては府内の市町村図書館の障害者サービスを支援する役割を有すると考えますので、特に当事者の立場で事業を企画・推進できる職員の存在が欠かせません。ぜひ、障害当事者を含めた運営体制を築くために、障害のある職員を継続的に配属してください。</p> <p>〈方向性3〉利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実 (取組内容)</p> <p>○ 市町村における日常生活用具給付等事業について、国と大阪府による市町村への費用の一部負担を継続します。</p> <p>〈方向性5〉国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条） (取組内容)</p> <p>○ 障がい者手帳の有無や手帳に記載された障がい種別・等級等による利用サービスの制約について、その対象範囲の拡大に向けた検討を国へ要望します。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>多くの市町村の日常生活用具給付等事業でプレクストーク等の読書機の給付対象が視覚障害の1、2級に限定されていることから、多くのロービジョンの人がアクセシブルな録音図書を利用できない状態にあります。また、肢体不自由者や学習障害者等、視覚障害以外の人も同様の状況です。これは以前から指摘されてきた課題ですが、視覚障害者等の読書バリアフリーを実現するうえで大きな壁になっていると考えます。早急に対象者を拡大することを求めます。</p>	<p>府立中央図書館では、障がい当事者で、ピアサポートができる非常勤の人材を配置しているところです。</p> <p>日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要綱において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより廉価な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。</p> <p>大阪府としましては、地域生活支援事業の財源の確保等について国への要望を行い、実施主体である市町村には、市町村説明会等において、国が過去に定めた基準額等にとらわれることなく、ニーズや地域の実情に即した適切な品目や基準額等となるよう努めることを伝えており、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。</p>

No	意見等の内容	大阪府の考え方
6	<p>P 3 第2章1.(1)</p> <p>現状の把握こそ、今回の計画を有効にする基盤ではないのか。対象者の実態が捉えられるような検討や調査があったのか。たとえば、府立図書館障がい者サービスの例に上がっている分母数を <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00179141/05-1.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00179141/05-1.pdf</a> から見ると、療育手帳所持者 88000 人、身体障がい者 385000 人となる。各市町村図書館の障がい者サービスの実態、登録、利用の状況、課題などの実態把握を行い、計画を進める中で、実態に合った軌道修正を計画としてほしい。1章に記載された知的、聴覚障害、外国人を含めての現状や対応はどうするのか。また、読書バリアフリー法の対象に、手帳所持か否かは問われておらず、この現状の記載は、誤解を招くのではないか。</p> <p>(2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段</p> <p>拡大本 拡大写本の記載を入れるべきではないか。</p> <p>P 5 2.</p> <p>「エ」「キ」を大きな課題ととらえる根拠はなにか。</p> <p>製作をボランティア頼みに位置付けでよいのか。本がない、読みたくても機器がない、機器の使い方がわからない、「オ」「カ」こそが利用当事者からの課題ではないか。「ウ」の記載は専門書とあるが、小中高大学生、専門学校生、資格試験者など、教科書以外の学びにアクセシブルな書籍もない。</p>	<p>府立図書館において、府内図書館における障がい者サービスの実態を把握するため、令和元年度にアンケート調査を行っております。</p> <p>加えて、府内の公共図書館における障がい者サービスの現状について把握し、情報を共有するための障がい者サービス情報交換会を毎年開催しています。</p> <p>府立図書館では、知的障がい等のある方にも理解しやすいよう工夫して書かれたＬＬブックを所蔵し、その目録を公開しています。また、聴覚障がい等のある方へのファックスによる本の貸出申込サービス、来館時の筆談や手話対応等を行っています。その他、外国語や「やさしいにほんご」で記載した利用案内を作成し、図書館が利用しやすい施設となるよう取り組んでいます。</p> <p>ご意見にあるとおり、本計画の対象は、身体障がい者手帳の有無を問わないため、誤解を招かないよう、記載している人数は、現状を示す一つの例である旨を計画案に追記しました。</p> <p>利用可能な読書手段として、「拡大図書」を追記しました。</p> <p>読書環境の課題として挙げた項目のうち、まず、サービスの存在を周知し、利用者を広げていくこと（「キ」）と、アクセシブルな書籍等の供給体制を維持していくこと（「エ」）が重要と考えており、需要の底上げとともに、支援体制を拡大していくことを目標としています。</p> <p>大阪府としても、製作の多くがボランティア頼みになっている現体制については課題として認識しており、国に対し、一般書籍の出版と同時にアクセシブルな書籍等が販売されることも含め、抜本的な見直しを求めています。</p> <p>一方、ボランティアの確保と育成は重要であると認識しており、養成のための講座を継続して開催するとともに、アクセシブルな書籍等の効率的な製作を支援するためのノウハウや基準の提供に努めています。</p> <p>府立中央図書館では、利用者の求めに応じ、予算の範囲内でさまざまな分野の図書を音訳しています。学術書については、国立国会図書</p>

No	意見等の内容	大阪府の考え方
	<p>P 8 第3章2 方向性2と方向性3</p> <p>日常生活用具給付事業・読書支援機器の種類、金額、給付条件を、府内で調査し、より有効な支給の指導が必要ではないか。又、年齢制限、手帳等級の枠をとることで、「読み」を保障できるのではないか。パンフレットによる広報は有効か。公立図書館、学校図書館に支援機器を設置し、すぐに体験できる、職員がマンツーマンで指導し貸出もできる対応を望む。読書支援機器の操作指導は、各図書館、学校図書館が担う。</p> <p>サピエなどの点字データをプリントする設備のない図書館、サピエの登録費用が出せない図書館もある。また、学校図書館がサピエに登録できる財政的な環境の保障が必要。</p>	<p>館へ作成を依頼する対応も行っております。</p> <p>また、利用者と接する図書館職員を対象に、支援方法の習得や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を継続的に実施してまいります。</p> <p>日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要綱において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより廉価な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。</p> <p>大阪府としましては、地域生活支援事業の財源の確保等について国への要望を行い、実施主体である市町村には、市町村説明会等において、国が過去に定めた基準額等にとらわれることなく、ニーズや地域の実情に即した適切な品目や基準額等となるよう努めることを伝えており、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。</p> <p>日常生活用具給付等事業以外においても、障がい種別や等級等により、利用できる制度やサービスに制約があることも課題として認識しており、国に対して、制度改正を求めてまいります。</p> <p>広報媒体につきましては、当事者や支援者にとって身近な存在である市町村の福祉窓口や医療機関、福祉用具を販売する店舗などに協力を依頼するなど、配架場所を工夫し、支援サービスを知らない方々に届けることをめざしています。</p> <p>府立中央図書館では、各種読書支援機器を設置しており、体験も可能となっています。予約制ではありますが、利用方法の説明も行っています。その他の公立図書館においても整備が進むよう、その必要性について周知してまいります。</p> <p>学校図書館における支援機器の設置やサピエ図書館への加入については、支援学校など、児童・生徒の状況に応じて対応しているところですが、活用できる支援体制や相互貸出制度を始めとするサービス等の情報提供に努めてまいります。</p>